

住民監査請求の受理について (政務活動費の返還請求について)

住民監査請求について、請求の受理を決定しましたので、概要をお知らせします。請求内容については、令和6年4月22日(月)を期限として監査を行います。

1 請求人

1名

2 請求の提出年月日

令和6年2月22日(木)

3 請求の受理を決定した年月日

令和6年3月6日(水)

4 法定監査期限

令和6年4月22日(月)

5 監査請求書の記載内容

別添「住民監査請求の概要について」を参照。

(令和6年2月28日及び同年3月1日に「補正書」の提出があったことから、補正後の請求内容を記載)

| | |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 問 い 合 わ せ 先 | 担 当 課 : 監査委員事務局 監査課 電 話 : 072-228-7899 ファックス : 072-222-0333 |
|----------------------------|-------------------------------------------------------------------|

住民監査請求の概要について (政務活動費の返還請求について)

監査請求書の記載内容

(以下、事務担当者名を「A」及び「B」と記したほかは、原則として原文のとおり。なお、事実証明書類の掲載は省略した。)

第1 監査請求の趣旨

「自由民主党 西村昭三議員」(以下「西村議員」という。)が令和4年度の政務活動費の内、人件費、事務所費、駐車場代、事務費、自動車リース料、ガソリン代に支出した900,209円は後援会、政党活動、選挙活動、個人活動のための支出であり違法である。よって、監査委員は、堺市長に対し、政務活動費として支出した額900,209円の返還請求を行うことを勧告するよう求める。

第2 監査請求の理由

西村議員が代表を務めている後援会事務所及び政党支部は以下である。

政治資金収支報告書、政務活動費の事務所(使用)状況報告書から判断し全て同じ事務所を使用している。この事実を基に監査請求理由を述べる。

①西村昭三後援会

住所:堺市堺区大浜南 2-2-16

代表者:久保照男

事務担当者:A

②自由民主党大阪府堺市第十三支部

住所:堺市堺区大浜南 2-2-16

代表者:西村昭三

事務担当者:A

③自由民主党堺市堺区支部

住所:堺市堺区大浜南 2-2-16

代表者:西村昭三

事務担当者:B

1 理由

1-1 人件費

政務活動費の人件費として、按分率100%として1,029,600円を支出している。事務員は1名:Aさんである。

しかし、令和4年度 西村昭三後援会 収支報告書によれば人件費として352,968円が経費計上されている。事務員は1名:Aさんである。

政務活動費と後援会活動費から同じ事務員に給与が支出されており、重複している。

重複して支払われている人件費、352,968 円は違法に支出されており返還を求める。

1-2 事務所費（駐車場代）

政務活動費の駐車場使用要領によれば契約車両はティアナという車両となっている。また、自動車リース契約書によればリース車両はクラウン 2500HYBRID となっている。政務活動費からは個人使用車両の駐車場代への支出は認められていないことから駐車場代への支出、101,424 円は違法に支出されており返還を求める。

1-3 事務所費、事務費

政治資金収支報告書によれば、自由民主党堺市堺区支部の事務所費として 152,194 円、西村昭三事務所の事務所費として 351,724 円が支出されている。

政務活動費からは按分率を 80%として支出しているが、政治資金収支報告書での支出額で計算を行うと按分率は 61%となる。

そのため、政務活動費から重複した金額が支払われており、不適切である、不当に支払われた 245,208 円の返還を求める。

また、同様の按分率 80%で支出している事務費（電気・固定電話・水道）に関しても、61%とするのが適正であり、不当に支払われた 83,374 円の返還を求める。（なお、携帯については、次の議員の HP の活動報告により 60%で計算している。）

1-4 自動車リース、ガソリン代

車両のリース費、ガソリン代は政務活動費から按分率を 70%として支出されている。政務活動以外として私的使用と記載があるが、政党活動、後援会活動での使用が不明確であるため、議員の HP の活動報告が日報のように記載されていたため、議員の活動状況を分類しその比率を計算で按分率の根拠とした。

その計算結果からは 55%が議員の政務活動となったが、議員の政務活動記録との誤差なども考慮し 60%と判断した。

そのため、政務活動費から按分率を 70%で支出された金額との差分、117,235 円の返還を求める。（事実証明:西村議員活動状況）

| No. | 経常科目 | 返還金額 |
|-----|--------------|----------|
| 1 | 人件費 | ¥352,968 |
| 2 | 事務諸費 駐車場 | ¥101,424 |
| | 事務所 | ¥245,208 |
| 3 | 携帯、事務費 | ¥83,374 |
| 4 | 自動車リース、ガソリン代 | ¥117,235 |
| | 合計 | ¥900,209 |

「堺市議会政務活動費の交付に関する条例」

第 5 条の 3 政務活動費は、次の各号に掲げる経費に充ててはならない。

- (1) 交際費
- (2) 選挙活動経費
- (3) 政党活動経費
- (4) 後援活動経費
- (5) 私的活動経費

本件支出は上記各号に該当するため、政務活動費を充ててはならない経費である。

2 請求額

計 ¥900,209 円